

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 12 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及び  
子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合の特例について

標記について、平成 29 年 12 月 12 日付け年管管発 1212 第 1 号により日本年金機構事業企画部門担当理事あて通知を発出しましたので、お知らせいたします。

年管管発 1212 第 1 号  
平成 29 年 12 月 12 日

日本年金機構事業企画部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
( 公 印 省 略 )

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及  
び子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合の特例について

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及び子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）附則第 9 条の 2 の 5、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 17 条の 14、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）附則第 9 条及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）附則第 10 条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定に基づくこととされており、同項に規定する財務大臣が告示する割合については、平成 29 年 12 月 12 日付け財務省告示第 332 号において 0.6 パーセントとされたため、平成 30 年における特例基準割合は 1.6 パーセントとなる。このため、平成 30 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については年 2.6 パーセントとし、納期限の翌日から 3 月を経過する日の翌日以後については年 8.9 パーセントとするので遺漏のないよう取り扱われたい。